

川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 6 号

川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市印鑑条例施行規則（昭和 5 1 年川崎市規則第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式（裏） 中

「

- 2 窓口で印鑑登録証明書の交付を受けるときは、必ずこの登録証を提示してください。本人の場合でも、この登録証の提示がなければ印鑑登録証明書の交付を受けることはできません。
- 3 次の場合は、この登録証を添えて届け出てください。
 - (1) 市外に住所の異動をするとき。
 - (2) 印鑑の登録を廃止したとき。
 - (3) この登録証を著しく汚損又はき損したとき。
- 4 この登録証を亡失したときは、直ちに本人が届け出てください。
- 5 この登録証を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

」

を

「

- 2 窓口で印鑑登録証明書の交付を受けるときは、この登録証を提示してください。
- 3 次の場合は、この登録証を添えて届け出てください。
 - (1) 市外に住所の異動をするとき。
 - (2) 印鑑の登録を廃止したとき。
 - (3) この登録証を著しく汚損又はき損したとき。
- 4 この登録証を亡失したときは、直ちに本人が届け出てください。
- 5 この登録証を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により交付されている印鑑登録証は、改正後の規則（以下「新規則」という。）第 6 条の規定により交付された印鑑登録証（以下「新登録証」という。）とみなす。

- 3 川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年川崎市規則第65号）による改正前の川崎市印鑑条例施行規則、川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年川崎市規則第135号）による改正前の川崎市印鑑条例施行規則又は川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（平成7年川崎市規則第78号）による改正前の川崎市印鑑条例施行規則の規定により交付されている印鑑登録証（次項において「旧登録証」という。）は、新登録証の交付を受けるまでの間、新登録証とみなす。
- 4 登録者の住所地を所管する区長は、当該登録者又はその代理人から旧登録証により印鑑登録証明書交付の申請があったとき、又は印鑑登録証引換申出書（附則様式）が提出されたときに、旧登録証と引換えに新登録証を交付するものとする。

附則様式

印鑑登録証引換申出書

(宛先) 川崎市 区長		年	月	日	登録番号
印鑑登録者	住所	川崎市 区 (電話)			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
窓口に来た人	上記のとおり印鑑登録証の引換えを申し出ます。				
	☐ 本人 ☐ 代理人 (代理人の場合は、下の欄も記入してください。)				
	代理人	住所	(電話)		
	フリガナ				
	氏名				

新登録番号	受領印 又は サイン	証回収	処	理